

おくやみ手続き一覧

この度のご不幸に際し、心よりお悔やみ申し上げます。

死亡届を提出した後、さまざまな手続きが発生します。主に役場での手続きを掲載しました。ご遺族の皆様の一助になりましたら幸いです。ご不明なこと等ありましたら、担当課へお問い合わせください。

住所が他自治体にあるかたがお亡くなりになった場合は、こちらを参考に、該当の自治体にお問い合わせください。

それぞれ期限が異なりますので届出後、1～2か月を目安にお手続きをお願いします。
年金・葬祭費等のお手続きには合わせて30分～1時間程度かかります。

役場1階		税 務 町 民 課 TEL025-765-3113	
項目	手続きの内容	必要なもの	確認
戸籍	亡くなったことが戸籍に記載されるまでには7～10日程度かかります。また本籍地が他市区町村の場合には、10～14日程度かかることがありますのでご承知おきください。	相続等の手続きのために、故人の生まれてから亡くなるまでの戸籍が必要な場合 ・請求者の本人確認書類（運転免許証等） ・手数料(3,000～4,500円程度)	<input type="checkbox"/>
住民票	死亡届により死亡事項を記載しますので、届出の必要はありません。 ※世帯主がお亡くなりになった場合で世帯員が複数名いらっしゃる時は、年齢が上のかたを世帯主とします。変更したい場合はお手続きください。	世帯主変更のお手続きには、世帯員のかたが本人確認書類をお持ちください。	<input type="checkbox"/>
印鑑登録	印鑑登録をしている本人が死亡したとき、死亡届を役場に提出すれば、自動的に印鑑登録は抹消されますので、お手続きは不要です。	役場での廃棄をご希望の場合は、印鑑登録証	<input type="checkbox"/>
死亡診断書(検案書)の写し	死亡診断書(検案書)の写しを1部お渡しします。以後、原本からのコピーはできません。 お渡した1部は必ず手元に残しておき、提出先が複数ある場合は、そのコピーを取るようしてください。		<input type="checkbox"/>
マイナンバーカードまたは通知カード	返納義務はありません。死亡届後も手続きによっては必要なことがありますので、しばらくは保管しておいてください。 その後は、適切に処分していただいかまいません。		<input type="checkbox"/>
国民年金	未支給年金、死亡一時金、遺族基礎年金については、当課または六日町年金事務所でお手続きいただけます。当課または年金事務所へご確認ください。 【六日町年金事務所】(国民年金・厚生年金) 新潟県南魚沼市六日町字北沖93-17 電話:025-716-0008 (自動音声→1→2)	・請求者の通帳 ・請求者のマイナンバーカード ・亡くなったかたの年金証書 その他必要書類は手続き時にご案内します。 ※請求者になれるのは、生計同一の配偶者→子→その他の順です。	<input type="checkbox"/>
厚生年金	六日町年金事務所へご確認ください。 ※内容によって、毎月1回開催される役場での年金相談をご利用いただくことができる場合があります。	年金事務所へご確認ください。	<input type="checkbox"/>
共済年金	各共済組合へご確認ください。	各共済組合へご確認ください。	<input type="checkbox"/>
犬の登録	犬の所有者が亡くなった場合は、犬の登録事項変更届を届け出てください。	鑑札	<input type="checkbox"/>
西山墓地	町営西山墓地の使用がなくなった場合は、町条例により使用権の継承が必要となります。「津南町墓地使用権継承承認申請書」に記入のうえ申請ください。使用者がわからない場合はお問い合わせください。	・津南町墓地使用許可書 または ・西山墓地賃貸借契約書(昭和59年3月30日以前に契約したかた)紛失をしている場合はお申し出ください。	<input type="checkbox"/>
固定資産税	土地・建物の相続登記が完了するまでの間、届出等が必要な場合がありますのでお問い合わせください。	届書は税務班にあります。	<input type="checkbox"/>

役場1階		福祉保健課 TEL025-765-3114	
項目	手続きの内容	必要なもの	確認
国民健康保険 または 後期高齢者医療保険	保険証をお返してください。	・国民健康保険証 または ・後期高齢者医療被保険者証	<input type="checkbox"/>
	葬祭費支給申請をしてください。(喪主)	喪主のかたの ・預金通帳 ・印鑑	<input type="checkbox"/>
介護保険	介護保険証をお返してください。	介護保険被保険者証	<input type="checkbox"/>
医療費受給者証	喪失届を記入し、該当する受給者証をお返してください。	医療費受給者証	<input type="checkbox"/>
身体障害者手帳	返還届を記入し、身体障害者手帳をお返してください。	・身体障害者手帳 ・印鑑	<input type="checkbox"/>
療育手帳	療育手帳をお返してください。	療育手帳	<input type="checkbox"/>
精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳をお返してください。	精神障害者保健福祉手帳	<input type="checkbox"/>
うおぬま・米ねっと カード	中止申請書を記入し、カードをお返してください。	うおぬま・米ねっとカード	<input type="checkbox"/>

役場1階		農業委員会 TEL025-765-5583	
項目	手続きの内容	必要なもの	確認
農地所有者	農地の相続登記が完了したときは、農業委員会(1階⑧窓口)に報告してください。		<input type="checkbox"/>

役場2階		建設課 TEL025-765-3116	
項目	手続きの内容	必要なもの	確認
上下水道	上下水道使用者や浄化槽使用者がなくなられた場合、名義変更または使用中止届が必要になります。		<input type="checkbox"/>
町営住宅	町営住宅の入居者がなくなられた場合、各種手続きが必要になります。		<input type="checkbox"/>

その他		法務局 または 家庭裁判所	
項目	手続きの内容	必要なもの	確認
相続による所有権移 転登記者	土地や建物の「相続による所有権移転」登記は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。	必要書類については、新潟地方法務局十日町支局 TEL025-752-2575 へお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>
相続放棄	相続放棄をされる場合は、亡くなったことを知った日から3か月以内にしなければなりません。	家庭裁判所十日町出張所 TEL025-752-2086 へお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>